

1 法改正の趣旨

国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手等の競技技術の向上に資する等のため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めるものである。

2 改正案の概要

(1) 年少射撃資格者の年齢の要件の緩和

- ・ 年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引下げ
- ・ 年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引上げ

(2) 練習射撃場の制度の拡充

- ・ 空気銃に係る練習射撃場の制度の新設
- ・ 年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置

(3) その他の規定の整備

- ・ 災害により猟銃を亡失した者等に係る猟銃の許可基準の特例の整備

3 意見の募集結果等

平成26年7月4日から17日までの間、「射撃の下限年齢の引下げ要望等を受けて考えられる措置」に対する意見を募集した結果、総数65件の意見があった。

また、平成26年7月11日までに有識者からヒアリングを実施した結果を取りまとめた。

4 政策評価法に基づく事前評価の実施

政策評価法の規定に基づき、本改正で新設等されることとなる規制について、規制の費用・便益を代替案と比較し、改正案を選択することが妥当であるとの結論を得た旨の評価書を作成した。

5 今後の予定

平成26年10月10日 閣議決定

1 背景

- (1) 本年6月、F A T F (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) は、審査において指摘した不備事項について必要な法案を成立させることを含め迅速に対処することを、我が国に促す声明を公表
- (2) 警察庁は、顧客管理措置の充実及び国際テロリストの資産凍結を担当

2 法案概要

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

ア 概要

疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結時の確認義務、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充等について定める。

イ 施行期日

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（犯罪収益移転危険度調査書の作成等に関する規定については、公布の日）から施行する。

- (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案

ア 概要

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定める。

イ 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 政策評価法に基づく事前評価の実施

政策評価法の規定に基づき、2により新設する規制について、規制の費用・便益を代替案と比較し、法案を選択することが妥当であるとの結論を得た旨の評価書を作成した。

4 今後の予定

10月8日（水） 閣議請議

10月10日（金） 閣議

※ 2の(1)については、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共同請議

1 改正の趣旨

- 国土交通省において加入している国際連合の多国間協定（「車両等の型式認定相互承認協定」）に基づく「停止表示器材に係る協定規則」が改訂されたことを受け、同省において、新たな素材の停止表示器材を使用可能とするため関係規定を整備する。
- これを受け、道路交通法施行規則において、高速自動車国道等において故障その他の理由により自動車が停止しているものであることを表示する停止表示器材の様式等を改正するもの。

2 改正内容（別添1）

昼間に使用する蛍光部分と夜間に使用する反射部分とを組み合わせた従来からの様式（図1参照）に加え、新たに、同一部分が蛍光し、夜間は反射する素材を用いた様式（図2参照）も使用することとできることとするなどの改正を行う。

図1（従来の様式イメージ）



図2（追加される様式イメージ）



3 意見公募手続の実施結果（別添2）

平成26年8月22日から9月20日までの間、改正内容について意見公募手続を実施した結果、2件の御意見が寄せられた。

4 施行期日

平成26年10月9日（木）

1 趣旨

災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができることとする等の措置を講ずるもの。

2 主な改正内容

(1) 災害時における車両の移動等（第76条の6関係）

ア 道路管理者は、道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等の占有者等に対し、道路外の場所へ移動するなど必要な措置をとることを命ずることができることとする。

イ 次の場合、道路管理者は、自ら当該措置をとることができ、やむを得ない限度において当該車両等を破損することができることとする。

- ・ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらない場合
- ・ 命令の相手方が現場にいない場合
- ・ 車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

ウ ア又はイの措置をとるためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又は障害物を処分することができることとする。

(2) 損失補償（第82条関係）

道路管理者は、(1)により車両等を破損させた場合には、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととする。

(3) 都道府県公安委員会の要請（第76条の4関係）

都道府県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等（緊急交通路の指定）を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、(1)の措置をとるべきことを要請することができることとする。

3 附則関係

(1) 施行期日

公布の日

(2) 道路交通法の一部改正

災害対策基本法の一部改正に伴う技術的修正

4 今後の予定

閣議決定 10月10日（金）

（内閣府、総務省、財務省及び国土交通省と共同請議）

公安委員会

説明資料No. 5

警察庁長官に対する開示請求の決定について

(行政機関情報公開法関係)

平成26年10月2日

総務課

(略)

1 経緯

神奈川県逗子市ストーカー殺人事件を受けて、平成25年4月1日から恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る保護観察付執行猶予者等について、保護観察所等との連携強化を図っているもの。

2 具体的な連携強化の状況

- 保護観察付執行猶予者の特別遵守事項に係る情報を共有
- 保護観察所に対し保護観察付執行猶予者の特異動向を情報提供
- 保護観察所から保護観察付執行猶予者の特異動向を入手し、被害者保護対策を強化等

< 執行猶予が取り消された事例1 >

元妻（40代）に対しつきまとい等を行ったとしてストーカー規制法の禁止命令違反等で逮捕・起訴され、保護観察付執行猶予判決を受けた元夫（50代）が、元妻の自宅内への侵入等を行っていたことが判明した。

警察では、保護観察所へ特異動向として通報したところ、保護観察所と検察庁が協議して執行猶予が取り消され、拘置所に収監されるに至った。

（大分県警察）

< 執行猶予が取り消された事例2 >

男性（40代）からストーカー行為を受けているとの被害者の女性（30代）の相談を受理したところ、同男性が保護観察所において所在を把握できなくなっている保護観察付執行猶予者であることが判明した。

警察では、男性の言動がエスカレートしていたため、被害者の女性の保護対策を早期に実施するため、保護観察所と連携をとり、執行猶予取消しの手続きを検討するよう申し入れたところ、保護観察所が検察庁と協議し、同人を引致の上、執行猶予が取り消され拘置所に収監されるに至った。

（兵庫県警察）

< 仮釈放が取り消された事例 >

男性（30代）からストーカー行為を受けているとの相談を受けたところ、同男性は仮釈放中の者で元交際相手の女性（20代）につきまとい等を行っていることが判明した。

警察では、メール送信等の更なるつきまとい行為が確認されたため、ストーカー規制法に基づき文書警告するとともに、保護観察所へ特異動向として通報したところ、地方更生保護委員会において仮釈放が取り消され、拘置所に収監されるに至った。（福島県警察）

福岡県警察は、9月30日から10月1日の間に、平成25年1月28日に発生した組織的殺人未遂事件で、指定暴力団五代目工藤會の代表者等15名を検挙した。

1 被疑者

- (1) 住居 福岡県北九州市
指定暴力団五代目工藤會総裁 野村 悟 (67歳)
- (2) 住居 福岡県北九州市
指定暴力団五代目工藤會会長 (58歳)
- (3) 住居 福岡県北九州市
指定暴力団五代目工藤會理事長 (42歳)

※ 上記3名のほか、工藤會傘下組織構成員12名を逮捕、1名指名手配

2 被害者

福岡市内居住
Aさん (女性・当時45歳)

3 事案の概要

被疑者らは、Aさんを殺害しようと企て、共謀の上、平成25年1月28日午後7時4分ころ、福岡県福岡市博多区内の歩道上において、野村悟の指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務分担に従い、殺意をもって刃物様のものでAさんの頭部等を数回突き刺すなどし、組織により殺害しようとしたが、顔面挫創等の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかったものである。

4 今後の方針

福岡県警察においては、引き続き関係者の保護対策及び関係個所の警戒の徹底を図るとともに未解決凶悪事件の捜査を推進する方針。

1 運動の期間、重点等

- (1) 期間：平成26年9月21日（日）～30日（火）
- (2) 主催：内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、（一財）全日本交通安全協会・自動車安全運転センター等13団体
- (3) 運動の基本及び全国重点
 - 運動の基本
 - 子供と高齢者の交通事故防止
 - 全国重点
 - ・ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
 - ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・ 飲酒運転の根絶

2 期間中の交通事故の発生状況等

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	前年比	
発生件数（件）	18,305	20,148	19,914	17,148	16,021	15,253	-768	-4.8%
死者数（人）	133	133	106	125	121	111	-10	-8.3%
負傷者数（人）	23,058	24,988	24,918	21,434	20,001	18,943	-1,058	-5.3%

※ 発生件数、負傷者数は概数である。

※ 平成26年9月30日現在の交通事故死者数 2,897人（前年同期比 -177人、-5.8%）

3 期間中の交通死亡事故等の特徴

- 子供（15歳以下）の死者数は1人（前年比3人減）
- 高齢者の死者数は56人（前年比0人減）、全死者数の50.5%
- 夜間の死者数は39人（前年比8人減）
 - うち歩行中は14人（前年比3人減）
 - 自転車乗用中は6人（前年比2人増）
- 自動車乗車中の死者数は41人（前年比5人増）
 - うちシートベルト着用が19人（前年比8人増）
 - シートベルト非着用が20人（前年比4人減）
- 飲酒運転による死亡事故件数は3件（前年比3件減）

4 通学路における全国一斉取締り実施結果**(1) 概要**

- 日 時：平成26年9月25日（木）午前7時から午前9時までの2時間
- 場 所：各都道府県内の小学校周辺の重点通学路3,053路線
- 動員数：警察官1万3,090人

(2) 検挙総件数：8,971件（逮捕1人）

公安委員会	御嶽山の噴火に係る被害状況と警察措置	平成26年10月2日
説明資料No. 9	について	警 備 課

1 噴火時の状況等

- 9月27日(土)午前11時52分、御嶽山(長野県・岐阜県境)で噴火が発生。現在も噴煙が発生し、山頂付近では、約50cm程度の火山灰が堆積。
- 気象庁は、27日午後0時36分、火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを1(平常)から3(入山規制)に引き上げ、火口から4km以内の入山を規制。

2 人的被害(10月2日午前8時00分現在)

- 死者 47人
- 負傷者 69人
 - ・長野59人(重傷27人、軽傷32人)
 - ・岐阜10人(重傷2人、軽傷8人)

3 政府の対応

- 27日、官邸情報連絡室(28日～官邸対策室に改組)を設置。
- 28日、非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部を設置。

4 警察庁の対応

- 27日、災害情報連絡室を設置し、被害情報の収集、警察ヘリの派遣調整等を実施(28日、次長を長とする非常災害警備本部に改組)。
- 27日以降、官邸等にヘリテレ映像を送信。

5 長野県警察及び岐阜県警察の対応

- 長野県警察及び岐阜県警察は、災害警備本部を設置し、長野県警察は最大約600人、岐阜県警察は最大約100人体制で、救出救助、被害情報の収集、登山者の誘導、遺体の収容等を実施。
- 発災後速やかに警察ヘリを飛行させ、ヘリテレ映像を警察本部及び警察庁等に送信。

6 活動事例等

- 長野県警察は、27日、登山口3か所に機動隊員等各10人(計30人)を配置し、登山者約140人を下山誘導。
- 28日、山岳救助隊員、機動隊等42人が、山頂付近で生存者7人を発見。6人を自衛隊ヘリで搬送、1人を誘導。
- 28日～10月1日、自衛隊、消防と連携し、心肺停止とみられる47人を搬送。
- 現場には、硫化水素、二酸化硫黄に対応する吸収缶付き防毒マスクを帯同。
- 岐阜県警察は、27日～28日、山岳警備隊員等14人で、登山客等31人を誘導。また、重傷者1人を県警ヘリでホイスト救助。